

さくら里親制度実施要綱

趣旨

①この要綱は、桜を活かし栄村を知っていただくため、桜の里親制度を実施するにおいて、必要な事項を定めるものとする。

対象者

②制度の対象となることができる者は、個人及び法人とする。

③桜の里親になろうとする者は、HP 又は応募用紙にて申し込みを行うものとする。

認定

④申し込みを受けた者（応募者多数の場合抽選）に所定の手続きを済ませた者を桜の里親に認定する。認定後、村より当該者へ通知を行うものとする。

通達後、当該者は村の指定する期日までに指定する金額を納付する。

納付がなかったものは、認定を取り消し、通知を行う。

植樹場所等

⑤桜の植樹場所及び樹種については村が選定するものとする。

銘柄表示

⑥選定後、里親の氏名又は名称及び植樹日時等を記入した銘板を該当樹木に表示するものとする。

桜の里親期間

⑦里親は、里親となった桜の管理を行うこととするが、村は害虫駆除等を必要に応じて行うこととする。

倒木・枯死等の措置

⑧桜の木に倒木等があった場合、里親へ連絡を行い、里親の意志を受け村が再植を行うか決める。

管理

⑨植樹された桜の管理は、里親会等で行うものとする。桜の里親は可能な範囲で管理等を補助することとする。

樹木の所有権の帰属

⑩この制度の対象となる樹木の所有権は村へ帰属するものとする。

里親会

⑪里親は、桜の管理・共同作業の企画や実施、里親間の親睦を図る組織として里親会を設置し、加入するものとする。

村は、必要に応じ里親会に指導、助言等を行うものとする。

その他

⑫この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定めることとする。